

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち地方公共団体以外の者が設置したもので、特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「民間老人福祉施設」という。）に勤務する職員の処遇改善及び入所者処遇の向上を図るため、民間老人福祉施設を設置経営する者に対し、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象職種)

第2条 補助の対象となる職種は、民間老人福祉施設に勤務する看護職員、生活相談員、介護職員及び支援員とする。

(補助対象職員)

第3条 補助の対象となる職員は、前条で定める職種で、千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第59号。以下「養護基準条例」という。）第12条及び千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第58号。以下「軽費基準条例」という。）第11条及び附則第6条に規定する各職種の配置基準を満たす民間老人福祉施設において、養護基準条例及び軽費基準条例（第11条第8項の規定を除く。）に規定する配置基準を上回って雇用される専任の常勤職員とする。ただし、1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤並みの非常勤職員とし、補助対象とする。

(補助金額の算定)

第4条 補助事業の対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとし、補助金額は当該事業の対象経費と補助基準額のいずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に補助率を乗じた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前に、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により補助金の実績の報告をしようとするときは、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補助金額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助金額の算定（第４条関係）

対 象 経 費	当該事業に要する経費のうち、別に定めるところにより市長が認定した職員（以下「認定職員」という。）の雇用に係る経費で、次に掲げるもの １ 給料 ２ 各種手当 ３ 社会保険事業主負担金
補助基準額	前年度の３月３１日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年８月１日千葉市条例第３６号）の行政職給料表の１級２３号給の給料月額に１６．６０月を乗じ、かつ認定職員数を乗じた額（以下「年間補助基準額」という。）。なお、認定職員が途中で変更となる場合でも、１年を通して認定月数の合計が１２月であれば、年間補助基準額とする。また、認定期間が１年に満たない場合は、年間補助基準額を１２月で除し（小数点以下切り捨て）、認定月数を乗じた額とする。
補 助 率	１０分の１０

様式第 1 号

年 月 日

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名

印

年度千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補 助 金 交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 補助金所要額調書（別紙 1） 2 事業計画書（別紙 2） 3 収支予算（見込）書抄本 4 その他

注 添付書類のうち 3 及び 4 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けたい 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙 2

事業計画書

施設名

職員設置事業（※添付書類 市長からの認定職員決定通知書(写)）（単位：円）

認 定 職 員 氏 名						合 計
認 定 期 間	～	～	～	～	～	
本 俸						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の支出予定額 （上記の合計）（A）						
補助基準額 （B）						
補助基本額 （C）						

（注）1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、年間補助基準額を12月で除し（小数点以下切り捨て）、認定月数を乗じた額とすること。

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交付条件	1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補助金既交付決定額	円
変更後補助金所要額	円
差 引 所 要 額	円
添 付 書 類	1 変更交付申請の理由書 2 補助金所要額調書 (別紙 1) 3 事業計画書 (別紙 2) 4 収支予算 (見込) 書抄本 5 その他

注 添付書類のうち 4 及び 5 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けたい 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙 2

事業計画書

施設名

職員設置事業（※添付書類 市長からの認定職員決定通知書(写)）（単位：円）

認 定 職 員 氏 名						合 計
認 定 期 間	～	～	～	～	～	
本 俸						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の支出予定額 （上記の合計）（A）						
補助基準額 （B）						
補助基本額 （C）						

（注）1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、年間補助基準額を12月で除し（小数点以下切り捨て）、認定月数を乗じた額とすること。

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
変更後補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 5 号

年 月 日

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年度
千葉市民間老人福祉施設職員設置事業を次のとおり中止（廃止）したいので、
承認されますよう要綱第 8 条第 3 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

注 添付書類には、代表者の原本証明を行うこと。

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付の決定のあった 年度
千葉市民間老人福祉施設職員設置事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 補助金精算書（別紙 1） 2 事業報告書（別紙 2） 3 職員雇用証明書（別紙 3） 4 補助事業の経過及び成果を証する書類等 5 収支決算（見込）書抄本 6 その他

注 添付書類のうち 3 から 6 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金精算書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 実支出額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助 率 D	補助所要額 (C×D) E	補助金の 交付決定額 F	差引額 (F-E) G	補助金の既交付額	備考
職員設置事業	円	円	円	10/10	円	円	円	年 月 日交付 円	

別紙 2

事業報告書

施設名

職員設置事業

(単位：円)

認 定 職 員 氏 名						合 計
認 定 期 間	～	～	～	～	～	
本 俸						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
手 当						
社会保険事業主負担金						
対象経費の支出予定額 (上記の合計) (A)						
補助基準額 (B)						
補助基本額 (C)						

(注)1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、年間補助基準額を12月で
除し(小数点以下切り捨て)、認定月数を乗じた額とすること。

1. 市の職員配置基準

2. 月別職員配置人数 単位：人施設名[][illegible]

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市民間老人福祉施設職員設置事業実績報告書により、 年度千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 経 費 精 算 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 8 号

年 月 日

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金額確定通知書により確定した 年度千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1 千葉市民間老人福祉施設職員設置事業 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）の 写し 2 千葉市民間老人福祉施設職員設置事業 補助金額確定通知書（様式第 7 号）の写 し 3 その他

様式第 9 号

年 月 日

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあつた補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
今 回 の 交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1 千葉市民間老人福祉施設職員設置事業 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）の 写し 2 その他

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号

千葉市達 第 号

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。